

第 8 回合併協議会 会 議 録

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

第8回高富町・伊自良村・美山町合併協議会

開催年月日 平成14年4月1日(月)

開催場所 高富町役場庁舎3階大会議室

合併協議会委員定数 25名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後3時25分

高富町・伊自良村・美山町合併協議会出席者

会 長 山 崎 通

委 員 矢 口 貢 男 村 橋 忠 夫

久保田・(ひとし) 渡 辺 政 勝

武 山 和 行 藤 岡 功

杉 田 實 男 平 野 元

三 井 怜 子 上 野 登 志 博

横 山 善 道 川 島 清 夫

山 崎 雄 作 船 戸 繁 俊 子

上 野 政 幸 棚 橋 壽 子

長 屋 孝 大 西 克 巳

小 森 英 明 河 口 衛

高 瀬 茂 花 村 進

石 神 み ち 子 坂 正 光

以上24名

顧 問 山 田 忠 雄

高富町・伊自良村・美山町合併協議会欠席者

平 光 節 夫

以上 1名

高富町・伊自良村・美山町合併協議会幹事会

幹事長 横山 久生

副幹事長 宇野 敏勝 田垣 隆司

高富町・伊自良村・美山町合併協議会総務専門部会

専門部会長 船戸 時夫

企画財政分科会長 嶋井 勉

企画財政副分科会長 三輪 隆博

高富町・伊自良村・美山町合併協議会産建水道専門部会

副専門部会長 土井 誠司

水道分科会長 谷村 勝美

高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局

事務局長 酒向 隆

事務局職員 上野 達也 久保田 裕司

安川 英明 土田 浩司

議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 新委員委嘱
- 4 議題

報告事項

報告第17号 平成13年度合併協議会予算流用について

協議事項

協議第22号 (仮称)新市まちづくり構想について(継続協議)

協議第24号 使用料・手数料等の取扱いについて

協議第25号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて

協議第26号 総合交通関係事業の取扱いについて

協議第27号 上・下水道関係事業の取扱いについて

確認事項

第9回合併協議会開催日程等について

- 5 その他
- 6 閉会

事務局長 大変お待たせしておりますけれども、開会前にご説明をしたいと思います。

委員の異動の関係でございますけれども、実は伊自良村の高井委員におかれましては、何回かお休みをなさったんですけれども、病気療養に専念したいということで退任届が提出されました。それを受けまして、3町村長の協議により、新たに伊自良村の上野政幸さんにご就任をいただきました。

それから、県職員である委員につきましては、4月1日付けの異動によりまして2名とも交代しております。市町村課振興室長に坂正光さん、それから岐阜地域振興局振興課長に平光節夫さんが就任されておりますので、それぞれ本日付けで委員に就任いただくということにいたしました。

本日、平光委員につきましては、別の公務があるということで欠席でございますけれども、上野委員、それから坂委員につきましては、後ほど会長から委嘱状を交付いたしますので、そのときに一言ごあいさつを賜りますようによろしく願いいたします。

午後1時30分 開会

事務局長 それでは、開会いたします。

ただいまから第8回高富町・伊自良村・美山町合併協議会を開催いたします。

開会に当たりまして、会長の山崎通高富町長からごあいさつを申し上げます。

会長 どうも皆さん、こんにちは。

本日は、公私とも大変皆様方お忙しいところを、第8回の合併協議会ということでご案内差し上げましたところ、皆様方ご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、平素大変ご尽力いただいておりますことも、高い席からではございますけれども、厚く御礼申し上げます。

実は、この間まだ梅が咲いて、もうすぐ桜の時期だなあとお話をしておりましたが、もう桜が満開になりました。きょうお出かけいただきました折、皆さんも、私どもの役場の周辺も桜で埋め尽くされておりますし、おいでになる道々も恐らく桜を見て皆様方お出かけいただいたんじゃないかと思っているわけですが、皆さん方のご努力が実りまして、行く行くは山県郡の合併が桜のように鮮やかに開花してくれるといいなと、こんなことを思っておるわけです。また今日も皆さん方にご案内させていただいている案件につきまして、慎重にご審議を賜りたいと、こんなことをお願いいたしまして、誠に簡単でございますけれども、開会に先立ちましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

事務局長 今回、委員さんが交代されておりますので、新しく委員になられました方に対しまして、委嘱状の交付をさせていただきます。

会長が新しく委員になられました方のお席の前まで出向いて、直接お渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

新委員に委嘱状の交付

事務局長 平光委員につきましては、きょうご欠席でございますので、また別途交付させていただきますと思います。

本日の会議時間は、概ね3時半ごろまで約2時間を目安にしておりますので、委員の皆様のご協力の程、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより議事に入らせていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。

まず、報告事項につきまして、報告第17号の平成13年度合併協議会予算流用について、事務局からご説明をさせていただきます。

事務局長 それでは、ご説明をいたします。

報告17としてあります資料をご覧ください。

これにつきましては、予算流用の報告でございまして、読み上げますと「高富町・伊自良村・美山町合併協議会予算を流用しましたので、高富町・伊自良村・美山町合併協議会財務規程第6条の規定より報告します。」ということで、第6条の規定は、会長は歳出予算の流用をしたときには直近の協議会の会議に報告しなければならないとしておりますので、今回ご報告させていただきます。

内容でございますけれども、流用額は19万円、流用日は平成14年3月4日でございますが、運営費の事務費のうち、資料のコピー等に要するコピー使用料が当初見積額より大幅に増加いたしましたので、誠に申し訳ないんですけれども、これが足らなくなっているという事情がございます。そこで、事業費の事業推進費のうち、新しいまちづくりに関する住民意識調査を10月に実施しましたが、これを皆さんのお手元に届けするのに、郵送を予定しておりましたけれども、自治会等のご協力をいただいたものですから、この郵送料の分について節約ができたということで、このところから予算流用をいたしましたということで、ご報告いたします。

申し訳ありません。今、読み上げましたところの「財務規定」の「テイ」の字が誤っておりますので、ここで訂正させていただきます。「程」という字に直していただきたいと思っております。申し訳ございません。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より報告がありました件につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお受けしたいと思いますので、ご発言をどうぞ。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしというご意見をいただきました。

ご意見もないようでございますので、続きまして協議事項に入らせていただきます。

協議第22号については、協議第27号の後に協議します。

まずは、今回新たにご協議いただきます協議第24号の使用料・手数料等の取扱いについてからご協議をお願いいたします。

これについて、事務局からご説明させていただきます。

事務局長 それでは、ご説明いたします。協議第24号と右上に記してあります資料をご覧ください。資料が多岐にわたります。説明が長くなりますので、座ってご説明させていただきます。

まず、調整の方針(案)を朗読させていただきます。

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。

手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする、というふうにしております。

まず、左側を見ていただきまして、使用料・手数料の取扱いとして協議するものということで、列挙してございます。

使用料につきましては、1としまして行政財産の目的外使用料について、それから2としまして公の施設の使用料ということで会館使用料等でございます。ただし、上水道、簡易水道の使用料、農業集落排水施設の使用料、保育料、公営住宅等の使用料、有線テレビ使用料については、別途協議項目とさせていただきます。

手数料につきましては、1としまして窓口サービス関係の手数料、2としまして各種許可・検査等の手数料ということで、下にありますように、実費徴収分については別途協議させていただきたいということで、今回はこれらの列挙してある分だけ協議をお願いいたします。

ちょうど右側に先進事例というのが、4つ程列挙してありますが、大体趣旨としては同

じような書きぶりになっておりますけれども、私どもにつきましては、ほぼさいたま市さんと同様な書きぶりになっております。基本的に使用料、手数料それぞれについてできるだけ統一していきたいと、思いは同じでございますけれども、当面の措置というものもございまして、具体的には次のページから、一つ一つ順を追ってご説明申し上げたいと思います。

2ページをご覧ください。

まず、行政財産の目的外使用に係る使用料につきましては、一般分につきましては、すべて3町村とも同じ基準でございますので、現行のとおりとする、となっております。

それから、高富町の下段、老人福祉センター（目的外使用）、母子健康センター（目的外使用）となっております。調整方針が調整するという事で、まだ決定してないような書きぶりになっておりますけれども、これにつきましては、実はこういった福祉施設の関係につきましては、また後程も出てまいります。施設そのもののあり方ですね、目的につきましては再度調整を図りたいということで、その使用料以前の問題として施設をどのように有効活用していくかという観点から見直しをしたいということになっておりまして、今ここで使用料について決定するのは適当でないということで調整するというふうにしております。

次ページ、3ページにまいります。

小学校及び中学校等の関係分でございますけれども、いずれもそれぞれ現在のままということで、現行のとおりとするとなっております。ただ特別教室等の分につきましては廃止するとなっております。これについては、実際貸し出しの実績というのが全くございませんし、実際は貸し出すということも余り想定できないということで廃止したいということでございます。

急ぐようですが、次にまいります。

中央公民館でございますけれども、これは名称をすべて町の中央公民館という名称を使っておりますし、地区公民館につきましてはそれぞれの名称を使っているというところもございまして、実は名称につきましては、現状のまま表示してございますけれども、どういう位置付けにするかということは別途調整させていただきたいということで、今回はその名称の話ではなくて、あくまでも使用料のお話でございますので、そのまま明記してございます。

その下の体育館、グラウンド等も含めまして現行のとおりということでございます。

引き続いて、5ページの高富町の総合体育館についても現行のとおりとさせていただきます。

6ページの上段も同じ。それから6ページの下段、総合運動場も基本的には現行のとおりとさせていただくということでございますけれども、実は美山町の現在の使用料につきまして町内外の区別をしております。新しい市の方針といたしまして、基本的には市内外の区別をせず、一律料金で設定したいということで、この町外の部分については外した料金にしたいということでございます。それが右下、下段の調整内容です。そういった意味の内容でございます。

大変飛んで申しわけないんですが、7ページをご覧ください。

勤労者体育センターについても、現行のとおりでございます。伊自良村、美山町の老人福祉センター、それから伊自良村の母子健康センターにつきましても、先程目的外使用のところで申し上げたように、福祉施設についてはそのあり方を抜本的に見直したいという考え方もございますので、この時点では使用料を明記せず、調整するとしております。

次のページでございます。

研修施設、それから公園関係、それからドームの関係ですけれども、これもすべて現状のままということで現行のとおりといたします。

9ページでございます。

山県高校の体育施設、それから地域交流センター、山県高校の体育施設については現行のとおり、地域交流センターについても町外の料金設置がございますので、その部分だけ外した料金にさせていただきたいということです。

それから、キャンプ場につきましても現行のとおり、それから高富町の農業研修施設につきましても、これは目的を変更する予定としておりますので、使用料については廃止いたします。

次のページ、10ページでございますが、グリーンプラザみやまも現行のとおりになります。ずっと引き続き、山村開発センター、構造改善センター、あいの森山の家につきましても現行のとおりということになります。

基本的には、現在の料金設定、それぞれ施設ごとに定められている使用料については現行のとおりということになっておりますので、ご了解賜りたいと思います。

廃止するもの、調整するもの等については、逐一ご説明をいたしました。

次に、手数料の関係でございます。12ページをご覧ください。

ここににつきましても、逐一ご説明をすると非常に時間の関係もございますので、特記すべきもののみご説明をさせていただきたいと思います。

まず、このページで調整が必要なものにつきましては、住民票の写しの交付手数料というのがございまして、現在高富町が300円、伊自良村が200円、美山町も200円と

ということになっておりまして、これと運命を伴にするものとしたしまして、戸籍の附票の写し交付手数料等以下、その他証明手数料まで、それから総務専門部会の方の税の交付手数料ですね、証明書の交付手数料につきましても同様な料金体系になっておりまして、これらを一括してご説明をいたします。

これらにつきましては、岐阜ブロック、西濃ブロック、中濃ブロックで、どこの市町村へ行っても、ブロックの中の市町村のものであれば出せるという広域相互発行という仕組みをつくっております。少なくともこれらのサービスが相当拡大していることもございますし、岐阜市、本巣郡、武儀郡の、高富、美山、伊自良に隣接する市町村につきましては、すべて300円で実施されているということになっておりまして、これについては実際受益者負担と申しますか、適正な負担をお願いしたいということで、調整方針としては300円ということにさせていただきました。

その他、共通、3町村ともほぼ共通のものについては、特にご説明をいたしません、下段3つにつきましては、調整して廃止するとなっております。保護動植物捕獲許可申請手数料以下の3つですけれども、これにつきましては伊自良村環境保全条例の中にある手順の手数料でございますが、とりあえず廃止をいたしますけれども、市の環境保全施策として抜本的に見直しを行って新たな設定をしたいということで、とりあえず現行の制度につきましては、手数料としては廃止ということになりますけれども、環境保全というのも非常に重要な施策でございますので、これについては再度市の施策として検討したいということで、とりあえず廃止ということでございます。

13ページの方、ご覧ください。

厚生専門部会等の上段6つにつきましては、特定事業者に係るものでございまして、特に一般の住民の方がすべて関係あるというものではございませんが、高富町の料金統一いたしますけれども、基本的には今まで3町村にそれぞれ許可申請をしていたものが一本化されるということで、実質的には値下げになる可能性が大だと思います。このページで、お手元に差し替えを用意させていただきました。誠に申しわけありません。調整過程で、ちょっと私どもの認識に誤りがありまして、差し替えを用意しております。差し替えいたしましたのは、し尿処理手数料ですね、厚生専門部会の7段目のし尿処理手数料というものがございますが、現在美山町のところに229円と入っております。これを削除いたします。さらに、具体的な調整内容のところ230円ということになっておりますけれども、これは調整すると直した差し替えを用意させていただきました。事前配付後に訂正ということで、誠に申し訳ないんですけれども、差し替えの方よろしくをお願いしたいと思います。

これにつきましては、認識が誤っておりまして、実は、高富・伊自良については委託制、それから美山については許可制ということで、全く運用方法が異なっておりまして、抜本的にこのシステムをどのようにしていくかについての調整が必要でございまして、この場合手数料の問題として語るのは適切でないということで調整させていただきたいということでございます。

その下、不燃物・粗大ごみ処理手数料につきましても、3つ調整するとなっておりますけれども、これにつきましては、平成14年12月から山県環境保全センターでは、ダイオキシン対策の法規制によりまして焼却処分自体ができなくなるということで、実際別方を調整しなければならないということで、これも抜本的な問題で手数料以前にそのシステムを考えなければならないという状態にございます。従いまして、これについても料金以前の問題として調整をしたいということで調整するとなっておりますので、ご理解賜りたいと思います。

産建水道専門部会の方にまいります、水道、簡易水道の関係につきましては、調整方針のとおり調整させていただきましたが、これは水道工事を実施する場合、非常に特殊な事例でございまして、少なくとも水道工事につきましては、水道工事設計手数料が5,250円と、これも美山に統一しておりますし、水道工事検査手数料(給水工事)につきましては、高富町、美山町共通ということで2,100円、請負工事につきましては3,150円ということに統一させていただきました。調整し廃止するとなっております材料検査手数料、工事設計審査手数料につきましては、4段目の水道工事検査手数料(給水工事)に含まれるということで、含んだ形でいただくということで廃止いたします。

簡易水道につきましては、上水道と後程また別の議題で出ますけれども、少なくとも簡易水道、上水道は同じ取扱いにしたいという方針でございまして、料金体系を一緒にしております。

消防演習立会手数料につきましては、実際事例もないということで廃止いたします。

次のページでございます。優良住宅造成認定手数料につきましても、これは非常に特殊な事例でございますが、現在伊自良村、美山町にはこういった申請が行われた事例がございませんので、料金の設定がございませんが、高富には幾つか事例がございますので、この料金のとおりとさせていただきます。

その下の土砂埋立て等許可申請手数料は、先程申しました伊自良村環境保全条例に定める手続に要する手数料でございまして、これも先程と同じように環境保全につきましては、また別途根本的に検討させていただきたいということで、今回は調整して廃止するということでございます。

屋外広告物等の手続につきましては、これは県から委譲を受けた事務でございますが、すべて手数料は統一となっておりますので、そのままいたします。

次のページ、15ページから18ページまで、非常に詳細に決めてございますけれども、これらは山県消防組合の方で設定している手数料でございますが、消防法に定める危険物の手続に係るものばかりでございます。逐一ご説明する時間もございませんが、ご理解賜りたいのは、山県消防組合は3町村で設けている消防組合でございますので、ここで適用している手数料については、そのまま市に引き継ぐということになります。18ページまではそのようにセットされております。

19ページにつきましては、山県郡環境衛生施設組合、環境衛生施設組合で設定している事業系のごみ処理手数料ですけれども、これも先程申しましたように、抜本的にシステムを改める可能性もあります。組合議会等のご議論もこれからされると聞いておりますので、今の段階では調整するという形にしておりますので、ご理解賜りたいと思います。

説明長くなりました。以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。

ただいま事務局からご説明させていただきました協議第24号の使用料・手数料等の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

ご発言、どうぞ。

委員 濟いません。座ったままですけども、実は各町村の窓口で交付しておるものが、いわゆる高富に合わせてあるわけですけども、これは広域的に今方々で諸証明をとろうと思えばとれるわけですが、それがいわゆる300円に統一しているからそれに合わせたという話ですけども、やはり負担というのは軽くし、サービスは高くというようなことが目的でございますので、これはやはり安い方に僕は合わせていただいた方がいいんじゃないかと。特に住民は、合併したらそれじゃ負担が高くなるのではなからうかということが一番懸念しておるわけですので、そのところちょっと、もし何やったら具体的に説明し、変えたら変えていただきたいなど、そんなことを思います。

議長 それでは、事務局の方から説明をさせていただきます。

事務局長 これは先程もご説明申し上げましたけれども、周辺、やはり周辺町村のバランスといたしますが、隣接する市町村すべてが岐阜市をはじめとして300円ということになっておりまして、ご理解を賜りたいということで、すべて安くできればよろしいんですけども、適正負担ということもございますので、何とかご理解を賜れないかと思っております。

議長 ただいま事務局からご説明をさせていただきましたが、長屋委員、ご意見があり

ましたらどうぞ。

委員 いや、僕はあかんから意見を言ったんで、皆さんがええということなら。

議長 小森委員さん、どうぞ。

委員 私も今長屋委員が言われたと同じようなことと、もう一つちょっと知らないことがありますので、教えていただきたいんですけど、先程優良住宅ですか、そういうような意味の言葉表現されているんですけど、一般的なものとどう違うのか、説明してください。

議長 事務局から説明させていただきます。

事務局長 これにつきましては、租税特別控除を受けるために、基本的に事業者が用地を買って事業をやるわけなんですけれども、この用地買収につきまして、例えば租税の特別控除を受けたいということでやられる手続なんです。そのために、この認定を受けると、租税特別控除を受けられるということでございまして、これを市町村長が認定するには幾つかの要件がございまして、ある一定の要件、広さですとか、面積ですとか、これらをクリアしたものについては認定を与えて租税特別措置法を受けられるという仕組みになっております。

委員 これは、具体的にどのようなことですか。

事務局長 この認定を受けられるその要件ということですね。誠に申し訳ありません。今ここでご説明するような資料を持っておりませんので、ご容赦願いたいんですけども。

議長 後からまた、小森委員の方にその内容についてご説明をさせていただきます。

それでは、先程の長屋委員からのご質問で、また提案されたわけですけども、各町村の手数料の金額が違うということでご指摘があったわけですけども、200円を300円にというのはサービスにつながらないのではないかというご意見もありましたが、事務局の方から近隣市町村との整合性をとって300円ということでご説明をさせていただきましたが、その点について、ほかにご意見があれば伺いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 この200円を300円で統一させていただくということでもよろしいかというお尋ねをしているんですけども。

事務局としても、できれば安い方の200円にしたいというのは重々わかっているんですけども、できれば今近隣市町村すべてですけども、300円に統一したいというこ

とでお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

委員 やはり、先般にもこういう話ございましたが、手数料は美山町を基本ということで、美山町民といたしましては、やはり低い方がいいのではないかと思います。近隣市町村に合わせたいということですが、本当は美山町に調整していただきたい、低いところに合わせていただきたいというふうに思っています。

議長 ほかにございませんか。

私がすぐに決をとるというわけにはいきませんので、意見を十分皆さんに言っていただいて、意見を出していただいて進めていきたいと思っています。

委員 今回の質問なんですけれども、高富町の場合ですね、広域で住民票の相互発行等もやっておりますが、もし広域で今回の手数料をそういったことで調整をすると、隣町村と手数料の違いが出るとは思いますが、その辺の行政的な手続はとれるのかとれないかというのを質問いたします。

議長 事務局から報告させていただきます。

事務局長 現在、既に広域相互発行というのをやっております、岐阜市を中心とする岐阜ブロックと、それから大垣を中心とする大垣ブロック、それから関、美濃、武儀郡という中濃ブロックですべてどこの町村へ行っても取れる状態になっておりまして、実は広域相互発行にしてやっているところはすべて統一の単価に統一しているかということ、そうでもないんですけれども、少なくとも山県郡に隣接するところについては300円にしているという先程ご説明をいたしました。基本的に、これは各町村において手数料というのは決められるものですから、各広域相互発行をやっているところとの調整と申しますか、同意を得る必要は少なくともないと考えております。

議長 ほかにございませんか。

委員 冒頭にご紹介いただきました上野でありますけれども、一言ごあいさつをとということですから、伊自良村の上野です。よろしくお願いいたします。

今懸案されとる議案につきましては、本村でも事前の打ち合わせなり、まったく今長屋委員さんのおっしゃるとおりの意見があったわけでありまして。とにかく合併することによって負担が重くなるということは、これは許されないということじゃないかということであつたわけですが、いろいろ議論の結果、適正な使用料の額というものの基準が余りよく見えてこないわけなんですけれども、恐らく200円であっても、これは200円で調整できるような気はいたしますけれども、300円でやったらわずかしか儲けがないというか、要らないというか、行政はあくまでも営利団体じゃありませんので、できたら安い方に合わせた方がいいんじゃないかということがありましたが、適正な価格であれば、それはもう

いいんじゃないかというような感じもしております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 今事務局からご説明させていただきましたが、私ども事務局の方としては、300円が適格であるというような認識をしておるということで、美山町の方から2人の方からご意見もいただきましたが、できればご賛同をいただくと大変ありがたいと思っておりますので、決をとらせていただくということでよろしゅうございますか。ご意見を言っただけでしたが、それに対するまた反対意見というものもないようでございますので、使用料・手数料等に取り扱いについては原案のとおり承認をさせていただくということでよろしゅうございますか。

委員 僕はあかんから、意見を言ったままで。

議長 決をとった方がよろしゅうございますか。

委員 とるんなら、とったらいい。

議長 いやいや、それは皆さんの方からとるか、とってほしいとか言ってくださらないと、私の方は何でもすべて決をとって進めていくということになりますから、そちらの方から決をとってほしいと言っただけならば、私の方は決をとらせていただくというやり方じゃないと民主的じゃないと思っておりますので、そういうご理解をお願いしたいと思います。

委員 それなら、決をとってください。

議長 じゃあ、長屋委員の方から決をとってほしいということでございますので、原案に賛成の方の挙手を求めますので、よろしく申し上げます。

挙手をどうぞ。

(賛成者挙手)

議長 ありがとうございます。

挙手多数でございますので、使用料・手数料等の取扱いについては賛成多数ということで、協議第24号の使用料・手数料等の取扱いについては原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第25号の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについてのご協議をお願いいたします。

これについて事務局から説明させていただきます。

事務局長 それでは、ご説明を申し上げます。

協議25としてあります資料をご覧ください。これも座ってご説明をさせていただきます。まず、調整方針を読み上げます。

各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整するものとする。

3町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。

整理統合できる補助金等については、統合するよう調整するとしております。

地方自治法に基づきまして、地方公共団体につきましては、公益上必要がある場合においては補助ができるということになっておりまして、左側にいろんな補助金がありますという形で列挙してございます。特にご説明いたしません、各種補助金を出しております。今回は、個人を対象とするもの等につきましては省略しておりまして、対象にしておりません。団体等への補助金だけを取り上げております。

先進事例をご覧くださいと、これも4つ掲げてございますけれども、今回私どもはさいたま市に非常に近い形での調整方針案としております。ほかの町村につきましても、同じような言いぶりになっておりまして、従来からの経緯、実績等に配慮するというような言い回しはどこでも共通のものでございます。

具体的な補助金名を上げて2ページからご説明をいたします。

高富町、伊自良村、美山町それぞれに補助金が入っております。空欄のところは当該補助金がないということでございます。出ております千円単位の数字は、平成14年度当初予算額でございます。予算額でございますので、実際に出ている額とは異なる場合もあるかもしれませんが、そのところはご了解ください。

具体的な調整方針のところですが、種類といたしまして、継続するという言い回しと、調整して継続するという言い回しが主流を占めておりますが、この2つの違いは、調整して継続するというものにつきましても、3町村で共通の補助金があるものにつきましても、補助基準等の統一が必要だということもございまして、これから何らかの調整を行って、市としての意向を固める必要があるということもございまして、ある1町村にだけ適用されている補助金を市全域に広げる場合には、これもやはり対象がどのようになっているのかによって、どういう形で全域に適用していかうかという調整も必要ですの

で、調整して継続するという書きぶりになっております。

基本的には、この2つが主流を占めておるとは思いますけれども、特にご説明が必要だと思われる廃止するとなっているものをご説明申し上げます。

例えば、総務専門部会のところだと、伊自良村消防施設等整備費補助金、地区消防組織運営助成金、その下の幹部活動助成金、それから美山町消防友の会補助金につきましては、廃止するということになっておりますが、この伊自良村の消防関係の補助金につきましては、これは消防団が基本的に市の組織そのものであるということで、助成するというやり方が果たしていいのだろうかということで、全く資金を提供しないということではなく、市直営で必要なものについては予算化していこうという意味での廃止でございまして、消防団に補助金を出すということではなく、市の組織として直営で必要なものについては予算化をしていくという考え方でございます。美山町消防友の会補助金につきましては、補助の実態を見ましてこれは廃止をいたします。

その下をずっと見てまいりますと、一番下の段、小鳩会活動事業補助金というのが伊自良村にございますけれども、これは民間が主体でやっておられる育児サークルに対する補助金ですけれども、調整して廃止するとなっておりますが、これは補助金という形でなく、実質事業予算の中でできる支援はしていくということでございまして、すべて補助金として切ってしまうというのではなくて、事業費の中で必要なものについては支援していくというのが基本姿勢でございまして、そういった意味で調整して廃止するというものでございます。

あとは継続する、あるいは調整して継続するとなっておりますので、逐一のご説明は省略させていただきます。

3ページをご覧ください。

高富町の上から6段目になりますが、地域農業生産組織育成事業補助金につきましては、これは一定の事業目的を達成したということで調整して廃止するということでございますし、伊自良村生産森林組合連絡協議会運営補助金につきましては、これも補助の実態を見まして、同様に事業目的を達成しているということで、調整して廃止いたします。

それから、その下へまいりまして、調整して廃止するとなっております美山町ビニール袋作成補助金と街路灯設置費補助金につきましては、商工会に対する補助でございまして、その2つを商工会への補助金の中に吸収させていただいて廃止させていただくということでございます。商工会に対する補助金の中の事業ということで、必要であるかどうかについては、また別途商工会に対する補助金がいかなるものであるかということについて検討した上で、予算化が必要であれば予算化するということとなります。

その他は調整して継続する、あるいは継続するになっておりますので、省略させていただきます。

4ページでございますが、高富町全国スポレク祭記念大会負担金につきましては、これは一定の事業目的を達したということで、事業廃止でございます。それから、読書サークル補助金というのが伊自良村と美山町にございますけれども、これにつきましても文化協会への補助金、その2段上の、現在は高富町文化協会補助金という形になっておりますけれども、これは市域全域の文化協会という位置づけで補助をしていくことになると思います。吸収という意味で、調整して廃止でございます。

一番下の美山町の演劇鑑賞実行委員会の負担金につきましては、これは実行委員会に対する補助金という形でなく、計上するのであればまた別の形で事業方式を再検討してやっていきたいということでございますので、調整して廃止するという書きぶりになっております。

最後のページでございます、5ページでございますが、これはご覧になってわかりますように、郡単位の組織に対しましてそれぞれの町村から一定額を支出しているというものでございまして、これは当然先般公共的団体等のところでもお話ししましたように、郡単位の組織につきましては、市単位で一本化されるというのが通例でございますので、基本的にはこれについて一本化するという形で調整して継続するという共通の調整内容になっております。

以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。

ただいま事務局から説明をいただきました協議第25号の各種団体への補助金、交付金等の取扱いにつきましてご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

ご発言どうぞ。

委員 2ページで、2段目の区民集会施設建設事業の補助金ですけど、美山町ゼロになっておりますけど、何か美山町については300万円を限度にして新築改造等の補助金を出すというようなものはあったように思うんですけど、そういうものとはまた違うわけですか。

議長 事務局からご説明をさせていただきます。

事務局長 これは平成14年度の予算額ということでございますので、制度としては今おっしゃったような制度があるかと思います。必要に応じ予算化されるというふうに認識しております。

議長 よろしゅうございますか。ほかにございませんか。

委員 3ページの中に森林組合ということでお尋ねをしますけれども、高富町と美山町にも同様のこの森林組合というのがありますが、これは調整して継続するということになっておりますが、伊自良村の生産森林組合は調整して廃止をするというふうにうたっておりますが、この違いはどういうふうですか。

議長 事務局からご説明を申し上げます。

事務局長 実際補助金名をご覧になっていただければわかるんですけども、森林組合補助金につきましては、これは森林組合本体に対する補助金でございます。生産森林組合連絡協議会につきましては、あくまでも生産森林組合そのものに対する補助でなくて、連絡協議会という形でのその連絡組織に対する運営補助金でございます。基本的にこれは異なる補助金だと認識しております。

議長 よろしゅうございますか。

委員 はい、わかりました。

議長 ほかにございませんか。

暫時後

(「なし」の声あり)

議長 はい、どうぞ。

委員 2の5、総務専門部会の高富町の文化芸術奨励補助金であります。この内容はどんなことなんですか。ちょっと内容全くわからぬので、ちょっとお聞きしたい。

議長 事務局の方からご説明をさせていただきます。

事務局長 具体的な名称を申し上げますと、「バンドでどん」ですが、これは比較的若い方がやっておられますバンドのイベント等に対する助成でございます。

議長 よろしゅうございますか。

委員 はい、わかりました。

議長 ほかにありませんか。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、ご意見もないようでございますので、各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、原案のとおり承認させていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

異議なしということで、協議第25号の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第26号の総合交通関係事業の取扱いについての協議をお願いいたします。

事務局からご説明させていただきます。

事務局長 それでは、ご説明申し上げます。

協議26としてあります資料をご覧ください。座ってご説明をさせていただきます。

総合交通関係と申しておりますけれども、基本的にはバス、住民の重要な公共交通機関でありますバスについての調整方針でございます。調整案を読まさせていただきます。

高富町及び美山町の自主運行バス（道路運送法第21条に基づくもの）については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。

新市において、高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行するものとする。

料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて、100円、200円、300円の3種類とする。

回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。

バス制度につきましては、概要をといたしますか、大方の考え方だけまずご説明したいものですから、3ページの方をご覧ください。

実際乗られる住民の方は、通常バスが来れば普通に乘っていくということで、このバスがどういった位置付けでもって運行されているかということ、余りご承知の上でない場合もあるかと思うんですけれども、実はこの3町村の中を走っているバスは、法的な根拠が異なるバスが幾つか走っておりまして、バス会社が通常の形で一般旅客運送としてやっておりますのが、道路運送法第4条に基づくところの路線バスでございます。通常、例えば岐阜市内を走っております循環線ですとか、そういったものは通常はこの路線バスでございます。ところが、路線バスの中でも、やはり赤字が非常に嵩んできたということで廃止される運命をたどるものがございます。そういった廃止に伴いまして、市町村がバス運行に関与したいという場合には道路運送法21条あるいは80条の規定に基づきまして、自主運行バスという形で、これは自主というの、その市町村がこの運行に主体的に関与するという意味での自主運行バスでございます。道路運送法21条と80条の違いは、80条の方は市町村が独自に自前でバスを運営するという制度でございまして、現在高富町のハ－バス、それから美山町に運行しております3路線につきましては、道路運送法第21条の貸切バス事業の乗合運送許可、法的にはそういった意味合いの路線でございます。右に

はそういったものが、どういうその位置づけになっているかと、もう少し詳しく書いてありますけれども、運行自体はあくまでも貸切バス事業者で、中部運輸局長の許可を得て運営しているんですけれども、運賃、ダイヤ、バス停等については自由に設定可能できるということで、市町村の自主性が大いに発揮できる制度になっております。

そこで、また1ページに戻っていただきますと、伊自良村の部分だけ網掛けしてございますのは、実は伊自良村の黒野線につきましては路線バスでございまして、自主運行ではございませんので、違う位置付けだということで網掛けしてございます。

高富町のいわゆるハーバスにつきましては自主運行バス、それから美山町の岐北線、板取線、神崎線の3路線につきましては、自主運行バスということになっております。法的には、ハーバスと同じ位置付けのバスになっております。ただ、美山町の路線につきましては、新岐阜から出て、路線によっては板取村の方までいくということで、路線バスと自主運行バスが一つの路線の中に混在しているという路線でございまして、そのところがちょっとわかりにくいかと思っておりますけれども、法的には高富のハーバスと美山町の自主運行バスは全く同じものだということでございます。

調整方針でございまして、まず基本的には自主運行バスについては今までどおり運営しますが、一つとしまして、高富町のいわゆるハーバスと呼んでいるものにつきましては伊自良村の長滝まで延長いたしまして、資料をご覧になっていただければわかりますが、日祝日は運休しておりますけれども、日祝日も運行するをいたしました。

料金体系については3区間を設定しということで、3の3の次に図面をつけてございまして、手書きの線でございますので、非常に微妙な部分もございまして、いづれも、例えば伊自良村役場付近のバス停、それから美山町役場付近のバス停を境にここに線を引かしまして、ここで100円、200円、300円の3種類ということで、例えばですね、美山町の岐北線最終点であります塩後から美山町役場まで、今の美山町役場まで来る場合には100円ということになりますし、高富の方まで来まして、市役所の近くで降りていただくと、300円ということになります。現在、美山町の自主運行バスにつきましては、岐阜乗合自動車の料金体系をとっておりますので、1ページをもう一回ご覧いただきますと、例示としてございまして、塩後から高富北町までまいりますと現在880円かかります。それから、出戸から高富北町までまいりますと、630円ということになりますし、神崎から役場のある谷合まで行きますと、410円ということになります。これはそれぞれ塩後から高富北町は300円、それから出戸から高富北町は200円です。神崎から谷合まで100円ということになりまして、現在乗っておられる住民が負担していらっしゃる額よりは大幅に安く乗っていただけるということになります。そのほかに、

現在のハーバスを例えに申しますと、200円券の10枚綴りが1,000円ということで、実質1枚100円の回数券を売っておりますけれども、これは廃止いたしまして、回数券は100円券の11枚綴りということで、金額は1,000円ということで、1枚だけ余分についてくるというような形になります。

高富町内を走りますハーバスにつきましては、現在実質ほとんどの方、9割台ぐらいの方が100円で乗ってらっしゃいますので、基本的に、この回数券の11枚綴りになる分だけがお安く乗っていただけるということになります。

そういうことで、基本的に、今のバス路線そのものは、ハーバスが伊自良村長滝まで延長するというもののほか、路線としましては現行どおりということでございますけど、料金体系については大幅に見直しをするという提案でございます。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

ただいま事務局から説明をいたしました協議第26号の総合交通関係事業の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

ご発言どうぞ。

委員 出戸から高富北町が現行630円、それが200円ということですね、それでその場合は今後出る問題だと思うんですが、回数券とかそういうものを買うということで、そういう解釈になりますね。

議長 事務局からご説明させていただきます。

事務局長 多分回数券は使っていただいても構わないんですけども、現金で乗られる場合にも200円は200円でございますので、回数券を買われるとさらに1枚余分についてきますので、より安くお乗りいただけるということでございます。要は、現金で普通に乗られるときでも200円ということになります。

議長 よろしゅうございますか。

委員 もう一点お願いします。

そうしますと、出戸から高富の方へ乗るのに、板取から来るのに出戸から乗るんですが、これはこっちの方が違うんですか。そうしますと、板取の方から洞戸の人は市が違いますので、出戸まで出てきて、そしたら200円で乗っていこうかっていうようなそういう懸念はございますか。まあそれはいいんでしょうか。

議長 事務局からご説明させていただきます。

事務局長 板取線につきましては、洞戸村、板取村、それから当然岐阜市の方にもまいますので、経過路線になっております。したがって、現在根本的にこの料金体制に

関することは岐阜バスとも協議をいたしてありまして、基本的な部分では了解いただいておりますし、洞戸村、板取村の方にも情報提供をいたしてありまして、今後同じテーブルについて協議していくということにしてありますが、基本的にこの市内の路線はこの料金体系になるということで、通過していかれる方についてどういう料金体系にするかは今後調整の余地が多少あるということでございます。

議長 よろしゅうございますか。ほかにご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

委員 今、石神さん言われたようなことなんですけど、例えば美山町内から高富の北町までは毎日回数券を使って、そして学生が定期券で、今度岐阜市とかそういうふうなことはどっちが安いかどうかは計算してみないとわからないわけなんですけど、可能なわけですね。

議長 事務局からご説明させていただきます。

事務局長 基本的に可能だと思います。

実際どうやったら安く乗れるかっていうのは基本的に使われる方の自由の部分もありますので、そういうことはできないことはないです。ただ、基本的に我々としては住民の方に不便のないようにと考えておりますので、その辺についてはまた別途調整をさせていただきたいと考えております。

議長 よろしゅうございますか。

委員 はい。

議長 ほかにご意見ございませんか。

委員 ちょっといいですか。

受益間の関係ですけれども、いわゆる100円券の11枚綴りが1,000円ということ、これに特定をされるわけか、あるいは200円券、300円券の11枚綴りですと、まあ実際は一緒ですけれども、例えば100円券の11枚綴りですと、美山町から岐北病院についてはもういわゆる1往復半ですか、300円、3枚必要なわけですね、2往復で12枚で1枚足らんということですね。そういういわゆる100円券だけで統一されるのか、200円券、300円券の11枚綴り、1枚サービスする、そういうことも考えられると思うんですが、この点と、それから例えば定期券のようなものも有効だと思うわけですね、高校生やなんか定期券とか。あるいは、高齢者のためのシルバーのチケットを無料というわけにいきませんが、何割かの負担で通常よりも安く乗るといようなことなどが、きょうの協議がなされる必要があるかないかわかりませんが、考え方としてちょっとお聞きしたいと思います。

議長 事務局からご説明させていただきます。

事務局長 基本的には100円券だけを考えておりまして、これを普通にたくさん買っていただいて使っていただければ、割引そのものは十分受けられるというふうに考えています。

それから、シルバー等の割引等につきましては、特に今のところ考えておりません。定期券も同様で、特に今のところ考えておりません。

議長 よろしゅうございますか。

委員 上野さんと同様なことですが、それはいいとして、高富北町というバス停は、高富小学校のところでしょう。そうすると、いわゆる岐阜市と山県郡の境までは仮に乗っていった場合、そこへのまた100円プラスになるわけですか。いわゆるそこまで300円で行けるんなら、岐阜市との境というところまでしてもらわんと具合悪いと思うんですよ。

議長 事務局からご説明いたします。

事務局長 これは、あくまでも事例でございまして、ここまでというふうに言っているわけじゃないんですね。当然、岐阜市との境のぎりぎりのところまで同一料金で行っていただけるということで、例えば美山町の塩後から乗っていただくと岐北病院の前で降りていただいた場合には300円ということで、高富北町で切るという意味でなくて、参考として挙げたというふうに思っていたきたい。

議長 ほかにご意見ございませんか。

委員 料金の方はいいとしまして、今後の課題として、ただいまのハーバスを見ておると、全然空で走っておる事態の方が多いと思うんですが、せっかくバスが走っておるならば、乗っていただく方法は課題としてないでしょうか。

事務局長 基本的に合併協議会事務局としてお答えするのはちょっとつらい部分があるんですが、ただ、基本的に自転車通学をされるかどうかについては、PTA等とお話し合いの上にその現状が成立していると聞いておりますので、基本的にはハーバスに乗っていただくということは、乗っていただけないことはないと思うんですが、その辺のお話し合いも必要だということで、ご理解を賜りたいと思います。

併せて、ハーバスになかなか乗客が乗っていないというご指摘もございましたけれども、ある程度住民の足を、弱者の足ですね、自家用車を運転されない方の弱者の足を確保するという課題がございますので、必ずしもこれが乗客満タンで走るという前提には立っておりませんので、その点についてもご理解を賜りたいと思います。

議長 よろしゅうございますか。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 それでは、ご意見もないようでございますので、総合交通関係事業の取扱いについては原案のとおり承認させていただくということによろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 異議なしということで、協議第26号の総合交通関係事業の取扱いについて原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第27号の上・下水道関係事業の取扱いについての協議をお願いします。事務局からご説明をさせていただきます。

事務局長 それでは、協議27としてあります資料をご覧ください。これ、座ってご説明させていただきます。

まず、水道料金でございます。調整案を読み上げます。

水道料金については高富町の例による。ただし、中洞簡易水道雑用水使用料金については現行のとおりとする。水道臨時使用利用料金については、高富町の例による。使用水量の検針は隔月とし、水道料金の徴収は毎月とするとしております。

現在、水道につきましては、高富町が上水道になっておりますが、伊自良村、美山町につきましては、簡易水道ということで、上水道と簡易水道の違いは給水人口の違いなんですけれども、違った形になっております。ただし、美山町につきましては現在、谷合、富永、それから北武芸、乾、中洞という簡易水道がございますが、2ページの右下段をご覧くださいますと、上水道の料金が掲げてございます。この意味は、備考欄に書いてございますけれども、美山町においては平成15年度以降統合簡易水道整備事業による新水源より給水を受ける地域から順次上水道料金体系に切り換わる。さらに平成19年度からは中洞簡易水道を除く全地域が上水道の新たな料金体系となるということでございまして、早くは北武芸、富永につきましては、平成15年からもう上水道に変わっていくとことで、統合簡水事業を進めておられまして、順次上水道の料金表に移っていくというところがございます。ですから、今この簡易水道の料金表をつけてございますけれども、例えば北武芸、富永につきましては、実際のところは上水道の料金に平成15年度からなるということで、こちらをご覧くださいの方がいいかなと、平成18年度からは西武芸、それから19年度から中洞を除くすべてという計画になっておりまして、そういうことも頭に入れていただいて見ていただく方がいいかなというふうに思います。

それから、現在この料金表を見ていただきますと、それぞれ考え方が違っておりまして、単純に比較はできません。

例えば、高富の料金表を見ていただきますと、基本料金は2ヵ月分でございます、水量につきましては、20立米まで、例えば13mmですと1,340円ということになっておりますが、伊自良村を見ていただきますと、これ1ヵ月分でございます。高富が2ヵ月分に対して、伊自良1ヵ月分でございますので、単純に比較はできません。

それから、水量についてもここは10立米までということになっております。美山につきましても、例えば谷合の簡水、1番の谷合を見ていただきますと、1ヵ月分5立米まで1,000円。以降は50円ということで、それぞれ考え方といたしますが、基本的な仕組みが違いますので、この表を見ただけでは、単純に比較はできません。そこで、実はこれらは口径別に料金が設定されているのが通例でございます。伊自良につきましては、口径にかかわらず統一料金と伺っていますが、大抵普通の住民の方、一般の住民の方は13mmを使ってらっしゃるのが普通でございます。大体高富でも93%、伊自良と美山につきましては97%の方が13mmを使っていらっしゃいます。したがって、13mmで比べるのが一番わかりやすいだろうということで、4ページをご覧ください。

実際、この調整方針案によって水道料金を変えた場合、要は統一した場合にどのようなランクになるかということで、口径13mmによって、2ヵ月で20立米と40立米と60立米というパターンをいろいろ考えまして、比較表を付けてございます。使用水量が比較的少ない、非常に少ない最低ラインの20立米を見ましたときに、高富町は当然料金が変わりませんので、差し引き0になっとりますが、伊自良村につきましては、378円安くなると、同様に美山の方見ていただきますと、場合によっては3,843円まで安くなるということで、上水道の料金を使った場合、上水道の料金につきましては、条例上、平成19年度を区切りにしまして料金改定が予定されております。平成19年3月31日までという料金を見た場合にも2,058円安くなる、というのは、このプラス分というのはその差し引きのプラス分ですので、この分だけ安くなると見ていただければいいかと思っております。

40立米、60立米も同様にご覧いただきますが、60立米のところマイナスの数字が出ておまして、要はたくさん使われた場合には、例えば谷合・乾、富永の簡易水道につきましては、マイナスの42円となっておりますけども、これより多く使われた場合にはここがプラス、要は今よりも高い料金になってくる可能性はあります。といたしますのは、超過料金が高富は今現在1立米につき80円ということになっておりますし、谷合とか富永につきましては、超過料金が1立米当たり50円ということになっておりますので、たくさん使われれば使われるほど高くなってくる可能性はあります。ということで、基本的には通常の使用、平均的な使用ということであればお安くなる方も大多数とい

うことになるかと思えます。このようなことで、調整方針につきましては、高富町の料金に統一したいということです。水道はもう十分ご承知だと思いますけども、独立採算制をとっております、これは料金収入等でもってその事業費を賄っていくということで確立されております、事務方の方で試算をいたしましたところ、現行ぎりぎりのラインまで当然安くしたいという思いもあまして、高富町の料金で試算をいたしましたところ、何とか当面の間はこの料金でやっていけるのではないかとということで、この料金で統一したいということでございますので、ご理解を賜りたいということです。ただたくさん使われる場合には料金が高くなりますよといえますのは、これやはり貴重な資源であります水を当然節約しながら有効に使っていただきたいという思いもあまして、それよりたくさん使われる場合には高くなる、その分は高いですよというのは、これはいたしかたないと思っております。

そのほか、調整方針の中に臨時使用というのがございまして、通常の使用とは別に臨時的に使用したいという場合に、これは3ページでございますけれども、比較表がついております。高富の場合は通常料金の3割増、伊自良村につきましては通常料金と同じ、美山町につきましては簡易水道事業については通常料金と同じですけれども、平成15年度から順次供用を開始される上水道については通常料金の5割増ということになっておりますけれども、これについても高富町の3割増というところに調整をしたいということでございます。

それから、検針と徴収の関係でございますけれども、現在高富町と伊自良村につきましては、隔月検針、隔月徴収ということで2ヵ月に1回、要は針を見に行って2ヵ月に1回分ずついただいているということで、美山町につきましては毎月検針、毎月徴収をやってらっしゃいますけれど、これについては針を見に行くというのは経費もかかることでございますので、検針そのものは隔月として、これは平均をとるような形で、水道料金の徴収は毎月とするということで、みなし的に2ヵ月分だけ読んできて、徴収そのものは毎月お願いするという形にしてはどうかという調整方針案でございます。

まず、上水道料金については以上でございます。

関係がございまして、引き続きご説明を続けます。

加入分担金の関係でございますけれども、水道加入分担金については高富町の例による。

中洞簡易水道に対するご説明を先程失念いたしておりました。ちょっと簡単にご説明をいたします。中洞簡易水道雑用水につきましては、これは農林水産省の補助事業で設定された水道でございまして、農林水産省の補助金が入っているということで、ちょっと他

とは違った取扱いになっておりまして、雑用水、飲用水とは別の雑用水に利用する場合には超過料金 1 立米につき 30 円という設定で基本料金はございませんが、これについて水道料金は現行のとおりとするとしておりますし、今読み上げました。ただし、中洞簡易水道雑用水については 10 万 2,000 円とするとしております。これにつきましては、基本的に通常の飲用水の料金の 3 分の 1 程度という設定がされていますので、同様にやっついこうということでございます。

続いて読み上げます。

新市において、上水道又は簡易水道の利用者が他で新たに上水道又は簡易水道の供給を受ける場合は、加入分担金を徴収しないものとする。（既設管を閉栓し、同口径以下で供給を受ける場合に限る。）としております。臨時加入分担金は廃止する。ただし、臨時使用の場合には、加入分担金相当額及び管理者が定める水道料金を予納するものとするとしております。

現在、加入分担金につきましては、高富町が 12 万 7,500 円、伊自良村につきましては 17 万 6,000 円、それから美山町が 13 mm の場合には 15 万円ということにしておりますが、これについては高富町の 12 万 7,500 円、13 mm の場合ですね、以下口径別になっておりますけれども、この料金に統一したいということでございます。加入分担金については、一番安い高富町に合わせたということになりますけれども、基本的に 2 個目の調整方針にありますように、現在上水道、簡易水道を受けていらっしゃる方がそこを閉じて、ほかの場所で同口径、通常の利用の方というのは 13 mm が普通なんですけれども、13 mm の口径の口を閉じて、市内の他の土地で供給を受ける場合にも加入分担金はいただかないということでございます。上水道から簡易水道にする場合、簡易水道から簡易水道、あるいは簡易水道から上水道を受ける場合、いずれの場合も加入分担金は徴収しないということで、同じ市内の中で動かれる場合には加入分担は取らないということになります。市内で一つ持っていていらっしゃるのに、さらにもう一個別に設ける場合とか、あるいは市外からいらして新たに家屋を設けられて引きたい場合には加入分担金が発生するというところでございます。

臨時加入分担金につきましては、現在美山町だけが 13 mm は 2 万円という形で設定をしておりますけれども、これは廃止いたしますが、本管に穴を開けるということになりますので、そのままというわけにはまいりません。何らかの補償金的なものが要りますので、加入分担金相当額と水道料金は予納していただくということになります。

これも関連がありますので、農業集落排水事業につきましても、併せてご説明してまいります。次のページにまいります。

農業集落排水施設使用料金については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、負担の公平性の観点から、新市において、従量制による料金体系の構築を図る。新規加入負担金については、高富町の例によるとしております。

これは、美山町につきましては、農業集落排水事業がまだ行われておりませんので、今使用料金を取っておりますのが高富町と伊自良村だけでございます。その概要につきましては、3ページをご覧ください。例えば高富町ですと、赤尾・梅原・大桑、伊自良村ですと左岸・右岸ということで、5つの農業集落排水が供用を開始しております料金をお願いしております。

料金につきましては、それぞれ全く料金体系が異なっておりまして、例えば高富町は一般住宅ですと1ヵ月3,675円、伊自良村を見ていただきますと、基本使用金は1ヵ月2,000円なんですけれども、加算料金として1ヵ月1人当たり500円いただくということになっております。事業所等も人数別になっておりますけれども、基本的に基準が異なります。これらは、建設が終わって間もない農業集落排水施設ばかりでございまして、基本的にこの料金設定をするということで地元に対してもご説明をして、やっと供用を開始してきたというものでございますので、当分の間現行の料金とさせていただきたいということです。ただいつまでもこの料金差があるまま、同じ市内の中で料金体系が全く異なるというのは好ましくないと思われまますので、公平性の観点から、新市において、従量性というっておりますが、要は基本的には水道メーターで見させていただいて、それに見合う額をいただくということで、使ったら使っただけ料金を支払っていただきたいというような料金体系の構築を図りたい。ただ、それは新市においてということになりますので、直ちに4月1日からということは無理なものですから、新市においてそういった構築を考えさせていただきたいということでございます。新規加入分担金につきましては、これは事業終わって間もないということでございますけれども、事業費から導かれた適正な負担というものがございまして、現在高富町では2ページをご覧くださいと26万2,500円、伊自良村におきましては24万2,000円という料金設定になっておりますけれども、基本的に事業費から導かれて、適正負担をいただきたいということで、新たに加入される方、既存の住民の方についてはもう既にお支払いになっていると理解しておりますけれども、新たに入られる方については事業費の適正負担をいただくということで、高富町の料金に合わせていただきたいということでございます。

説明、以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局からご説明いたしました協議第27号の上・下水道関係事業の取扱いに

つきまして、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

ご発言、どうぞ。

委員 4ページの水道の使用料なんですけれど、一般的に4、5人の家庭というんか、4人前後になるかちょっとわかりませんが、そういうような家庭で1ヵ月何立方メートルぐらいを使用されるわけですか。

議長 それは平均的にという意味ですか。

事務局からご説明いたします。

事務局長 高富町を例にとりますと、大体2ヵ月で60立米程度が平均的な使用料というふうに見られます。例を申しますと、毎日広いお庭にお水をやってらっしゃる方とそうでない方というのは全然使用量が違ってまいりますので、あくまでも標準的な平均でございますと、60立米程度とさせていただければいいと思います。

議長 料金は大体5,600円ぐらいですね。

委員 そうしますと、私は富永簡易水道なんですけど、ここで見ますと、美山町の分の42円ということは、この分だけ増えていくわけなんですけど、例えば美山町でいきますと、そうすると、例えばこれがこの家庭というのは30立米なり40立米になると今度はもっと高くなるわけですが、この使用料が高くなる家庭の比率というのはどれくらいになりますか。

議長 事務局からご説明申し上げます。

事務局長 まず、ちょっと誤解のないようお願いしたいんですけれども、例えば富永簡易水道を利用しておられる方は、平成15年4月からは、上水道に切り換えということになりまして、現在の富永簡易水道の料金表は使われなくなるということになりまして、この4ページの一覧表で申しますと、この富永簡易水道というところをご覧いただくわけではなくて、美山町の上水道の上の段をご覧いただきたい。合併することと関係なしに、上水道に切り替わるということで平成15年4月1日からこの料金になるという条例ができております。富永の料金表はあくまでも今の料金と比べるために、見ていただくためにつけておりますけれども、実際15年4月1日からは、この上水道の19年3月31日までというところで比較をしていただきたいということです。

そのほかの簡易水道につきましても、いずれこの上水道に統合されていくということで設定されているかと思っておりますので、短期的には従来の簡易水道の料金を使っていた部分もあるんですが、基本的にはこの上水道の料金に合ってくるということになりますので、このままいけば、合併しなければ今の条例に基づきますとこうなってくるというふうにご理解賜りたいと思うんですが。

よろしいですか。今、お話し申し上げたのは、ご指摘のありました4ページの一覧表の中で、それぞれの簡易水道の料金の下に上水道（19年3月31日まで）というところがありますが、ここを比較でご覧いただいた方がわかりやすいかなと思います。合併がない場合この条例がそのまま適用されればこの料金になるということでございますので、今回、この合併協議会の方で15年4月1日以降、新しい市になるとなっていますので、この条例が多分適用されることは多分ないだろうと思いますが、比較としてはこちらでしていただいた方が適切かなというふうに思います。

議長 わかりましたでしょうか。

委員 はい。ありがとうございました。

議長 ほかにございませんか。

暫時後

よろしゅうございますか。

（「なし」の声あり）

議長 それでは、ご意見もないようでございますので、上・下水道関係事業の取扱いについては原案のとおり承認させていただくということでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしということで、協議第27号の上・下水道関係事業の取扱いについては原案のとおり承認をされました。

続きまして、前回の協議会から継続協議となっております協議第22号の（仮称）新市まちづくり構想についての協議をお願いします。

これについて事務局からご説明をさせていただきます。

事務局長 それでは、協議22としてあります15ページ程の資料をご覧ください。これも座ってご説明をさせていただきます。

前回、合併協議会のときに、1枚紙で骨子素案という形で基本的な枠組みを示させていただきました。それに対して、肉づけしたものを今回お示しするというお約束をいたしましたので、これをお配りさせていただいております。お目通しいただいているという前提のもとに、かいつまんだご説明をさせていただきますので、ご了承下さい。

基本的な構成ですけれども、1ページをご覧ください。

目次がついておりますが、序論ということで、時代の潮流、世の中どんな方向に向かっているのかということと、住民意向調査の概要が記してございます。

2としまして、新市の概況ということで、新市はどのような面積とか、人口とか、産業とかになっているのかということと、それから広域圏の計画の中ではどういう位置づけ

になっているのか、それから新市の課題、前回幾つか列挙しましたが、新市の課題についてこういうものがあるということで、3番目としまして基本方針ということで、基本理念と基本方針が示してございます。

2ページ以降、順を追って説明いたしますが、時代の潮流といたしましては、やはり一番にきますのは、地方行政にとって一番重要なのは地方分権だろうということで、基本的に自主的な独自の地域づくりをするために力をつけなければいけない。それから、2番目としまして少子・高齢化の進行ということで、人口が減ってまいりますと、生産年齢人口減少によって経済力が低下する可能性が大。それから、当然福祉医療に財政負担が増加するというので、このような課題になってくるだろうというふうになります。それから、情報化もこれは十分ご承知だと思いますが、高度情報社会ということでこれに対応していく必要もある。国際化ということで、このレベルも国対国という外交のレベルではなく、個人対個人あるいは団体対団体というレベルまで来ているので、国際社会に対応できる人材の育成が必要だと、それから成熟化ということで、住民の需要というか、ニーズというのは非常に複雑多岐にわたっていますので、これに対応する行政をやっていく必要がある、これは一般論でございます。

4ページ、5ページにつきましては、住民意識調査の結果概要がついてございます。これにつきましては、別の冊子で十分ご説明をしておりますので、今回はちょっと説明を省略させていただきます。基本的には、住民の方からは保健福祉のまちですとか、自然環境、生活環境の整ったまちというのが好ましい、という意見が大勢を占めておりました。

6ページ以降、8ページまでは、新市の概況という形で面積なり、交通条件なり、人口、それから産業につきましてほんの簡単に概況が述べてございます。これについても、十分ご承知といたしますが、特に取り立ててご説明する部分はございません。

9ページにつきましては、広域圏における位置づけということで、県の総合計画に匹敵する計画であります県政の指針との関連、あるいは岐阜ブロックの広域計画であります岐阜地域第4次広域市町村圏計画というのがございまして、その中で、この山県郡が、あるいは新市がどのような位置づけをされているかについて抜き書きするような形で書いてございます。これについてもゆっくりお読みいただければと思います。

問題になりますのは、10ページ以降でございますが、これも先般新市の課題の柱立てはご説明をいたしました。

1つは高齢社会への対応ということで、高齢化が県全体に比しても早く進んでおり、住民意識調査でも福祉・保健・医療への期待は高いということで、こういった住民の方が安心して暮らせるように地域福祉の施策を進めていく必要があるというのが第1番でござい

ます。

第2番としましては、基本的には社会基盤整備というのは、最も重要だと、住民の方の希望も高いということで、活力あるまちづくりを進めるために、さらに住民がさらなる定住を図るために魅力ある社会基盤を整備していく必要があるということでございます。

3、自然環境の保全につきましても、住民からの要望が高くなっておりまして、せっかく貴重な自然、森林、河川等の自然環境に恵まれた地域でございますので、こういった自然環境を守っていくもののほかに省資源、リサイクル等ということでも進めて、循環型社会の形成も図っていく必要があるということでございます。

もう一つ重要なのが、地域産業の振興・育成でございまして、やはり経済基盤というのを踏まえた上での地方行政でございまして、基本的には、長引く不況の中で経営環境は悪化しているということで、後継者問題もありますので、こういった活力を維持するための施策、それから外部からの産業立地ということも考えなければいけないのではないかということでございます。

最後に、すべての分野を支えるということで、人材育成がやはり重要であろうと、基礎的なものとして人材育成が必要であろうということです。21世紀に新たに誕生する新市ということでございますので、こうしたまちづくりを担う人材の育成あるいは意識改革を図る必要があるということで、教育、就業、生活あらゆる場で、若い人たちの力というのが重要になってきます。そういった施策を進める必要があるという課題でございます。

次のページは、これまで語ってきました時代の潮流、それから地域の特性、住民の意向、それから新市の課題を一覧表のような形でまとめさせていただきました。前回は1枚紙の中ではこれに類似するような形で出させていただいております。

さて、12ページですが、まずまちづくりの基本方針を策定するに当たって、どのような視点で考えるべきなのかということで、前置きがしてありますが、1つは時代の潮流というのを踏まえた長期的視点に立つ必要があるだろうということで、地方分権とか少子・高齢化、情報化等の時代の潮流を踏まえて長期的視点に立った総合的な取り組みをしましょうということで、まちづくりの建設計画自体は10年計画になろうかと思えますけど、まだ今回示しておりませんが、非常に長いスパンでの計画になりますので、長期的視点に立った方がいいのではないかということで、10年計画にするかしないかは、またご協議をいたします。それから地域の課題と対応ということで、1ページ前で示しましたように、地域の課題というのに対応していく計画であるべきだということです。それから、地域の特徴を生かして発展させる取り組みということで、新市は都市化している部分と、それから豊かな自然環境を有する部分、それから内陸工業地などの産業基盤、それからレクリエ

ーションの場としてのいろんな特徴を持っておりまして、さらにインターチェンジも計画されておりまして、交流拠点としてのポテンシャルもあるということで、こうした地域間の結びつきを深めて、新市としての一体的な発展を図る必要があるということで、地域の特徴を生かすべきだという考え方、それから既存の総合計画というのがございますし、広域計画もございますので、こういったものを尊重しつつ、新市においても原則として計画や施策の継続性を配慮するということで、せっかく現在3町村でも総合計画を持っていらっしゃるということで、こういったものは尊重すべきだという考え方に立ちましようということでございます。

次の13ページをご覧ください。

前回、既にこの基本理念については頭出しをしております、「豊かな自然と活力ある都市が調和した『安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくり』」というのが基本理念でございます。時代の潮流を踏まえて、21世紀に新しく誕生する新市ということで、新たな意識を持って生き生きとした住みよいまちづくりを目指したいというのが大もとの考え方でございまして、あわせて豊かな自然と活力ある都市が調和したということは、先程も申しましたように、都市と自然環境というのは、今まで違った地域が一緒になるということで、こういったそれぞれの地域の特徴と可能性を生かして、調和を図りながら発展をすべきだということです。

それから、住民からの意向も非常に強かったということで、安らぎを感じられる福祉社会の実現を目指すという部分、それから快適で便利な生活、生活基盤、福祉基盤というものを整備して、そういったものを感じられる、そういった快適で便利な生活を享受できるまちづくりを目指したいという部分が、安らかで快適なという部分でございます。したがって、こういった形で、豊かな自然と活力ある都市が統一調和した安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりを新市のまちづくりの基本理念といたしたいということでございます。

14ページでございます。

5本の柱を示してございますが、これも前回、骨子素案のときに説明を申し上げております。健やかで安らかなまちづくり、便利で快適なまちづくり、豊かで美しい自然を守るまちづくり、活力あふれる産業のまちづくり、豊かな心と文化を育むまちづくりということで、健やかで安らかなまちづくりにつきましては、これやはり住民の非常に関心が高い部分でございまして、より多くの方が健康な生活を営んでいただきたいということで、保健体制を整備するということのほかに、社会的に立場の弱い方々の不安を解消したいという、だれもが安心して生きがいを持って暮らせる地域社会づくりを進めたいということで

ございますので、福祉活動の既存施設の有効、先程もちよっと出てまいりましたけども、既存施設を有効活用することによって地域に根差した福祉生活施策を展開したいということでございますし、少子化対策もあわせて進めたい。そのほか、災害、犯罪などの緊急事態対策体制も整備したいということで、安全・安心のまちづくりということでございます。

それから、便利で快適なまちづくりということで、これは道路整備というのは山県郡の以前からの重要課題でございますし、さらに（仮称）高富インターチェンジの早期開設を目指したいということでございます。

そのほか、上・下水道や住宅などの整備、居住環境づくりも進めたい。それから、高度情報化にも対応していきたい。それから、行政サービスの一層の向上を図りたいということでございます。

それから、自然環境保全ということで、豊かで美しい自然を守るまちづくりということで、自然環境を保全するとともに、レクリエーションの場としても活用していただきたい、河川環境の浄化、そのほか循環型社会の構築というところも重要になってまいります。

活力あふれる産業のまちづくりにつきましては、既存の産業、農林業や中小企業を支援したいということのほか、新たな産業の立地も図りたい。それから、観光レクリエーションとしての交流拠点も活用して、活気あふれるまちとしたいということでございます。

豊かな心と文化を育むまちづくりにつきましては、これも子供たちの教育環境を整えることのほかに、もっと広い意味で新たな教育、生涯教育、スポーツ、こういうことも含めた広い意味での教育分野について力を注ぎたいという考え方でございます。

以上、この間骨子素案という形で示させていただいたものの肉づけといたしますか、解説をいたしております。

今回はここまでということで、構想だけを示しておりますが、次回お示する時点では具体的な事業ですね、具体的な事業も盛り込んだような形で、建設計画の素案と、新市のまちづくり計画という名前になるかもしれませんが、新市建設計画のたたき台というようなものを示していければと思っております。

以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。

ただいま事務局からご説明いたしました協議第22号の（仮称）新市まちづくり構想につきましてご質問やら、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

ご発言、どうぞ。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見もないようでございますので、協議第22号の(仮称)新市まちづくり構想については、この方針のもとに引き続き検討するという事で継続協議とさせていただきます。

今後、この素案をもとに、具体的な計画案を提示させていただきたいと思います。

次に、確認事項といたしまして、次回合併協議会の開催日程でございますが、前年度における原則と同じく5月1日ということでお諮りしたいと思います。

また、開催時間につきましては、本日同様午後1時30分からということで、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

それでは、次回は5月1日水曜日の午後1時30分からと決定いたします。

皆さんには大変お忙しいところ、それぞれにご都合があろうかと存じますが、万障繰り合わせてご参加いただきますようお願い申し上げます。

また、詳しい内容等につきましては、追って事務局より改めてご案内をさせていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

次回の会議における協議事項等につきましては、事務局から説明をさせていただきます。

事務局長 だんだん協議事項が成立をいたしまして、合併協議会だより、お手元にあると思うんですけど、この星取り表、一番最後のページの星取り表というものをつけ足させていただいておりますけれども、だんだん残り少なくなってまいりましたので、残った課題につきまして鋭意事務局の方で努力いたしまして、提出させていただきたい。それから、今申し上げました建設計画につきましても、事業の張り付けをしてまいりますので、ちょっとお時間を拝借する可能性もあるかと思うんですけども、できれば、次回以降何らかの形でお示しをしたいと思っております。

それから、これから協議するべきことなんですけども、名称につきましては後ほどご説明申し上げますけれども、公募が済みまして、小委員会での検討を始めます。その経過あるいは報告等につきましても次回お知らせできるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長 レジユメに従いまして、5番のその他でございますが、何かございましたらご発

言をどうぞ。

委員 着々と合併協議会の方は進行しつつあると思うんですが、先日新聞に、3月27日ですけども、岐阜市との合併実現をと、高富の住民団体、請願採択という言葉が岐阜市議会で出てまいりましたが、この問題につきまして、私たちは住民団体というだけで簡単に肩書きが大学教授という形だけしか知らないんですが、どのような実態のものかちょっと教えていただきたいということと、この協議会として、また会長として岐阜市議会が正式に採択をしたということは、どういうふうな形でこうなったのか、ちょっとよその町村のことにに関して行き過ぎたやり方でないかと、我々山県郡を無視した岐阜市議会の議会決議ではないかと思いますが、会長さんはどのように思っておられますか。ちょっと説明をお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

議長 今、大西委員からのご質問でございますけれど、実は前回の岐阜市議会で請願をされました。これは高富町の住民で、団体とありますけれども、団体というかどうかわかりませんが、数人いらっしゃるんですけども、この方たちは何でも反対運動の人たちですので、取り立てて私の方はこれを取り上げてどうこうということは考えておりませんけれども、この方たちが岐阜市の方へ自民党系の議員さんのところへ請願を出されて、採択をされたわけですが、私も新聞を読んで実はびっくりしておったんですけども、この方たちが出されたということもさることながら、ご存知のように、2月24日だったと思うんですけども、新市長が誕生されましたが、その以前に、公約の中で政令都市化構想を目指すというようなことを言ってらっしゃる。公約の中に取り入れていらっしゃったというようなこともわかって、そういうことを考えつつ請願を採択されたのではないかと考えているわけですけども、実は本来なら、郡内の方が郡内の方へ請願を出されるというのが通常の手段ではないかと、今大西委員がおっしゃるとおりで、また岐阜市の方も山県郡の方から持ってきたのをまた岐阜市の方で受け取るというのもちょっといかがかなあと思っているんですが、それぞれまだ情報が開示されていなかったと、お互いの情報交換がしてなかったという点もあったのではないかとと思うんですが、新聞がこれをまた大きく取り上げたというのも、いささか私も納得がいかなことあるんですけども、私どもは、できればもう少し連絡を密にして、そしてこの合併も含めて、近隣都市同士いろいろお話をさせていただけるようなそんな機会を設けていただけると大変ありがたいのと、このように思っていますが、今大西委員からのご発言のとおりでございますので、私どもとしては数人、本当5、6人の方たちがやっていたらっしゃって、今おっしゃったとおり、住所もまた連絡先も余りきちんと明記されていないというようなこともちょっと不可思議なことだなあと思っておりますが、そういうことも併せて、また岐阜市の市議会議員の方たちに

もコンセンサスをとっていきたいと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

よろしゅうございますか。

委員 今内容的なことを説明聞きまして、大体のことはわかりますし、想像しておったとおりでございますが、やはり一般町民は全然この話を何も知らないものでありまして、先程会長さん言われたように、岐阜大学教授なんていうような名前を使い、天谷さんですが、会として一つの大きな団体ができているような宣伝をされております。住所はやっぱり川田方というような、なんか寄生虫のような言い方の名前が使っているわけですが、会長さんとしても、ある程度の対策を講じていただきたいことをお願いしてこの質問は終わります。

議長 大西委員から今ご質問ありました対策というお話でしたけれども、これから事務局の方で対策についてまた検討させていただきます。

ちょっとその前に私、間違えてまた発言にミスがありましたが、合併を含めて話すというのは、私の方はもう岐阜市との合併というのは視野に入れてないということをお話ししつつ、地域のお隣同士ですので、いろいろなお話を進めていくという意味でしたので、おわびして訂正をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

ほかにございませんか

委員 着々と合併に向けて協議がなされておるわけですが、合併協議事項の中に、合併協議会における協議事項がいろいろありまして、いわゆる合併の方法、あるいは合併の期日、新市の事務所位置、財産及び債務の取扱い、農業委員会の委員定数及び任期の取扱い、地方税の取扱い等、多々この場で承認されてきたわけですが、まだ大事なことが一つ私あるのではなかろうと、早めに協議していただかなければならない事項があるのではなかろうかと、そんなことを思いますので。実は、我々議員にかかわってくるわけですが、いわゆる議会の定数及び任期等も、これは早めにやっぱり検討していただくようひとつ要望し、今後どう進めていかれるか、ちょっと返答いただきたいと、かように思います。

議長 今、長屋委員の方から議会議員の方たちの定数あるいは任期についての協議を進めてほしいというようなご意見だったかと思うんですが、今ご提案いただきましたので、私の方としては、次回の5月1日のこの協議会の中に、何らかの形で素案なり、また私どもの方の協議会の意見として提案をさせていただくということでよろしゅうございますか。

委員 結局素案づくりということですので、いわゆる合併協議会の事務局の方でそれを

取り上げていくというわけですか。

議長 これは私全く今伺ったので、私の個人的な意見ですが、どういう形でこの定数やら、あるいは任期を定めていったらいいかということをお皆さんの方に提示をさせていただきまして、皆さんがその中から選択をしていただいて、その方法で行うというそういう意味ですけど。そういう意味でよろしゅうございますか。

今、長屋委員からそういうご発言がありました。私ども事務局の方から、当初はもう少し後というようなことをお話ししたかもしれませんが、せっかくこういうご意見をいただきましたので、5月1日に、皆様の方にそういう提案をさせていただくということでもよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

皆さん、賛同していただきましたので、大体ご了承いただいたというふうに受け取っておりますので、よろしくをお願いします。

そのほかにもございますか。

暫時後

その他についてはよろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 事務局の方からご説明させていただきます。

事務局長 先程ちょっと触れましたけれども、新市名称候補の募集を3月20日締め切りということで行いまして、きょうお配りした1枚紙のグラフ表等のついた資料をご覧いただければと思うんですが、全部で4,002件のご応募いただきました。非常にたくさんの応募をいただいたと思っておりますが、この内訳等を今回は示させていただきます。現在、出されたものの取扱いにつきましては、四千余りあるわけですので、パソコンを駆使しまして資料づくりに励んでおりますので、集計結果等といいますが、出されたものの状況につきましては、委員のもとに郵送で送り届けたいと思っておりますが、今回は何とかこの数だけ集計いたしましたので、このご説明でご容赦いただきたいと思います。

住所別状況につきましては、例えば山県郡内からは2,309件ということで57.7%の割合で応募いただいております。海外からもインターネットを介して3件ほどいただいておりますし、非常に反響がございまして、県外からも実は北海道から沖縄まで幅広い方々から応募をいただきました。

年齢につきましても、ほぼどの年齢層からもご応募いただいておりますが、比較的高齢の方も非常に積極的にご応募いただいているという結果が出ております。

また、応募方法の別につきましても、専用はがきというものをつくりまして、なるべく出しやすいようにということで小委員会の委員の方からもご意見がありまして、専用はがきを別刷りでつくったんですけども、この効果が非常にございまして、1,399通ということで、たくさんいただいております。一般公募のほかに小・中学生、3町村の小・中学生には学校を通じて用紙を配らせていただいて、これは宿題といたしますか、強制的に提出しようということではなく、自由に出してくださいということと呼びかけました結果、若い世代からも561件と多数の応募がありましたことを併せてご報告させていただきます。

とりあえず、今回はこの応募の状況だけをご報告させていただきますが、今度出された内容について集計しました結果を踏まえて小委員会での検討に入っていきたいと思っておりますので、誠に申し訳ないんですけども、この協議会終了後小委員会の委員の皆様には、次回小委員会で日程調整をしたいものですから、事務打ち合わせということで、302の部屋を用意しておりますので、終了後お休みをとっていただいた後に、お集まりいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 それでは、以上をもちまして第8回の合併協議会を終了させていただきます。
長い間ありがとうございました。

午後3時25分 閉会